

住民税額算出の例

会社員 Aさんの場合

家族構成	Aさん、配偶者、子（16歳）
本人の収入状況	給与年収：5,000,000円（賞与含む）
家族の収入状況	配偶者、子ともに収入無し
その他の状況	会社で年末調整済み。 住宅ローン控除の住民税適用額：20,000円あり

1. 所得金額の算出

給与の年収（5,000,000円）から所得金額を算出。

給与所得控除が1,440,000円なので、

$$5,000,000円 - 1,440,000円 = \text{3,560,000円が所得金額となる。} \quad (\text{所得金額は源泉徴収票にも記載あり})$$



2. 所得控除を算出

会社の年末調整により、次の所得控除あり

社会保険料控除：600,000円

生命保険料控除：70,000円

配偶者控除：330,000円

扶養控除：330,000円

基礎控除：430,000円

所得控除の合計：1,760,000円

※源泉徴収票に記載される控除額は所得税（国税）の控除額であるため、住民税の控除額とは異なる場合があります。（例：所得税の基礎控除48万円、住民税の基礎控除43万円など）



3. 課税所得金額を算出

$$\text{所得金額} : 3,560,000円 - \text{所得控除額} : 1,760,000円 = \text{課税所得金額} : 1,800,000円$$



4. 所得割額を計算

$$\text{課税所得金額} : 1,800,000円 \times \text{税率} : 10\% = \text{所得割額} : 180,000円$$



5. 税額控除を差し引く

適用される税額控除は以下のとおり。

①住民税に適用される住宅ローン控除：20,000円

②人的控除の調整額※：7,500円

※基礎控除や扶養控除など、人に関する控除で住民税控除額が所得税控除額より少ないとによる負担軽減のため住民税の所得割額から控除内容等に応じた額を控除するもの。

$$\text{所得割額} : 180,000円 - \text{税額控除} : 27,500円 = \text{税額控除後の所得割額} 152,500円$$



6. 均等割額を加算

所得割額：152,500円に均等割額6,000円を加算

合計して、**158,500円が住民税年税額となる。**